## ○青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則新旧対照表

○育綵県建設工事の規事八札に参加りる有の賃恰寺に関りる規則析印列思	
改 正 案	現
別表第一(第五条関係)	別表第一(第五条関係)
客観的査定要素	客観的査定要素
建設業法第二十七条の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定	一 経営規模
める経営事項審査の項目	ア 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高
	イ 自己資本の額
	<u>ウ</u> 利払前税引前償却前利益
	二 経営状況
	ア 純支払利息比率
	イの負債回転期間
	ウ 総資本売上総利益率
	工 売上高経常利益率
	才 自己資本対固定資産比率
	<b>力</b> 自己資本比率
	キ 営業キャッシュ・フローの額
	ク 利益剰余金の額
	三技術力
	ア 技術職員の数
	イ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成
	工事高
	 四 その他の要素項目(社会性等)
	ア 労働福祉の状況
	イ 建設業の営業継続の状況
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

ウ 防災協定締結の有無
工法令遵守の状況
オ 建設業の経理に関する状況
カー研究開発費の額
キ 建設機械の保有状況
ク 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
ケ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況